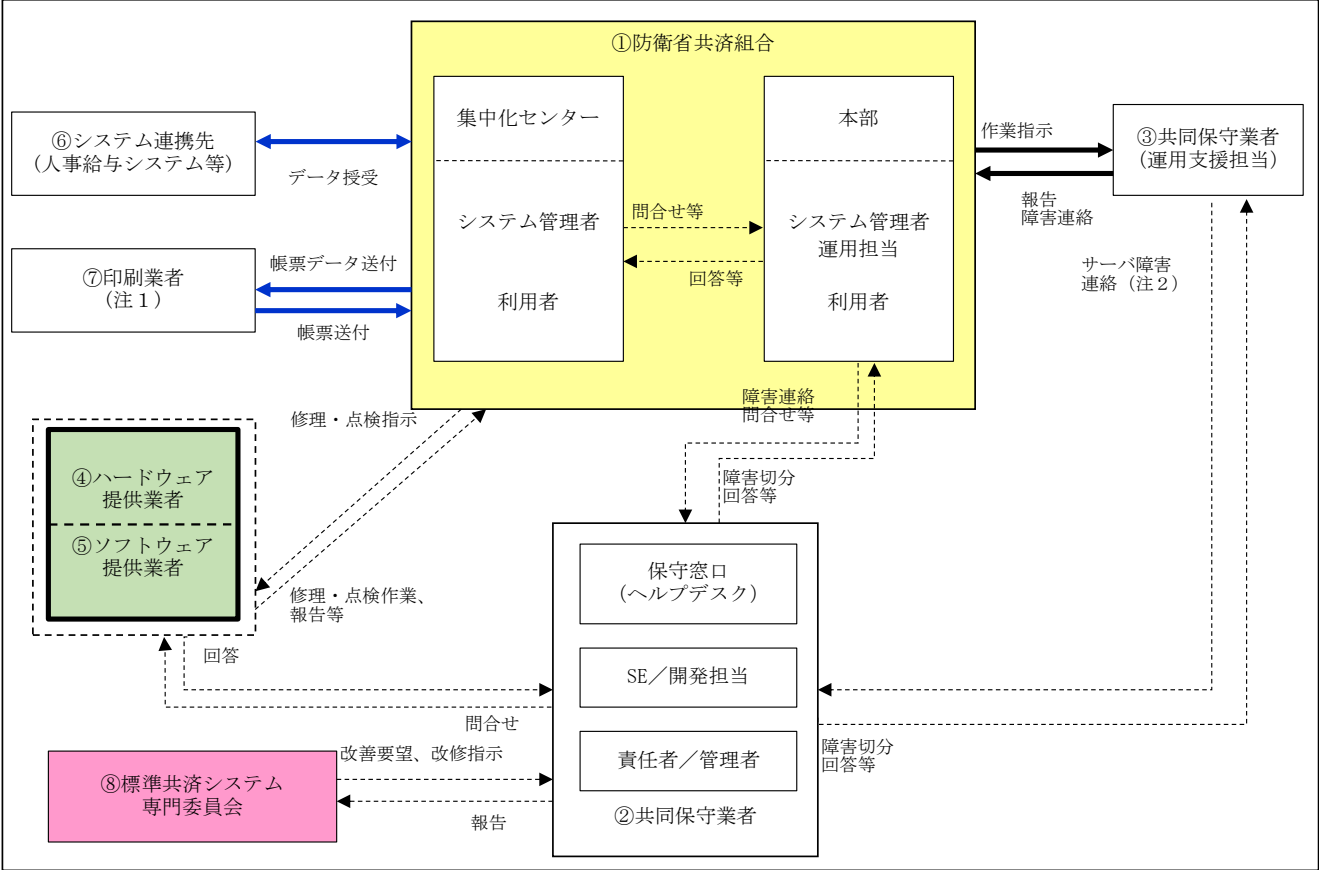


別紙2 次期標準共済システム防衛省環境に係る体制と役割



(注1) 大量に帳票印刷をする際に、必要に応じて共済組合で印刷作業を外部に委託する場合
(注2) サーバ障害の連絡は、共同保守業者(運用支援担当)が共同保守業者に直接連絡することを可能とする。

項番	担当者		作業内容
1	共済組合	集中化センター	利用者
			・集中化センターのシステム管理者へ問合せ等を行う。 ・外部機関・外部業者とデータの授受等を行う。
		本部	システム管理者
			・集中化センター内の問合せ等をまとめ、本部のシステム管理者へ問合せ等を行う。
			利用者
2	共同保守業者	本部	運用担当
			・本部のシステム管理者へ問合せ等を行う。 ・外部機関・外部業者とデータの授受等を行う。
		集中化センター	システム管理者
			・システムの監視、インシデント発生時の共同保守業者への連絡を行う。 ・本部・集中化センター内の問合せ等をまとめ、保守窓口へ問合せ等を行う。 ・保守窓口からの回答等を、発生元へ回答する。 ・通常運用、障害時運用を行う。
3	共同保守業者	保守窓口(ヘルプデスク)	・必要に応じて、標準共済システム専門委員会からの指示に対し、対処・報告を行う。
			・問合せ等を受け付け、内容に応じて回答、またはSE/開発担当へ連絡等を行う。
			・保守窓口からの問合せ等の切り分けを行い、保守窓口へ回答する。
4	共同保守業者	SE/開発担当	・必要に応じて、対策本部の設置・招集を行う。
			・対策本部への指示等を行う。
5	共同保守業者(運用支援担当)	責任者/管理者	・作業指示にしたがい、通常運用、障害時運用、報告を行う。
6	ハードウェア提供者		・定期点検、障害対応を行う。
7	ソフトウェア提供者		・障害対応を行う。
8	システム連携先		・外部連携データの授受等を行う。
9	印刷業者		・利用者(共済組合)より受け取った帳票データの印刷を行い、帳票を利用者(共済組合)に送付する。
10	標準共済システム専門委員会		・必要に応じて、共同保守業者に指示等を行う。